

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 無線局</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七節 業務書類等（第三十八条—第四十三條の五）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 提出書類（第五十二条—第五十二條の四）</p> <p>附則</p> <p>（事業計画の公表等）</p> <p>第六条の三の四 総務大臣は、法第六条第二項の申請書（免許規則第二十条の二の規定による届出書並びに第二十条の三及び第二十条の三の二の規定による申請書を含む。）及び同項第四号の事業計画（第四十三條の二第一項の規定に基づき届け出る書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。</p> <p>2（略）</p> <p>（簡易無線局に係る無線設備の変更等）</p> <p>第九条の三 総務大臣又は総合通信局長は、設備規則第五十四條第二号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、設備</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 無線局</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七節 業務書類等（第三十八条—第四十三條の六）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 提出書類（第五十二条—第五十二條の三）</p> <p>附則</p> <p>（事業計画の公表等）</p> <p>第六条の三の四 総務大臣は、法第六条第二項の申請書（免許規則第二十条の二の規定による届出書並びに第二十条の三及び第二十条の三の二の規定による申請書を含む。）及び同項第三号の事業計画（第四十三條の三第一項の規定に基づき届け出る書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。</p> <p>2（略）</p> <p>（パーソナル無線に係る無線設備の変更等）</p> <p>第九条の三 総務大臣又は総合通信局長は、次に掲げる無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、</p>

規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。

(公表する免許状記載事項等)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が五〇〇MHz以下のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。

一・二 (略)

三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条の規定により一般送配電事業の許可を受けた者、同法第二十七条の四の規定により送電事業の許可を受けた者、同法第二十七条の十三第一項の規定により特定送配電事業の届出をした者又は同法第二十七条の二十七第一項の規定により発電事業の届出をした者が開設する無線局であつて、給電指令又は電気工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

設備規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。

一 九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、かつ、法第四条第一項第二号の適合表示無線設備(以下「適合表示無線設備」という。)のみを使用する簡易無線局(以下「パーソナル無線」という。)

二 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局

(公表する免許状記載事項等)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が五〇〇MHz以下のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。

一・二 (略)

三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により電気事業の許可を受けた者又は同法第十六条の二第一項の規定により特定規模電気事業の届出をした者が開設する無線局であつて、給電指令又は電気工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

無線局	<p>四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条の規定によりガス小売事業の登録を受けた者、同法第三十五条の規定により一般ガス導管事業の許可を受けた者、同法第七十二条第一項の規定により特定ガス導管事業の届出をした者又は同法第八十六条第一項の規定によりガス製造事業の届出をした者が開設する無線局であつて、ガス供給指令又はガス工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの</p> <p>五（略）</p> <p>（簡易な操作）</p> <p>第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる無線局（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>七・八（略）</p> <p>（備付けを要する業務書類）</p> <p>第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
無線局	<p>四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条の規定により一般ガス事業の許可を受けた者、同法第三十七条の二の規定により簡易ガス事業の許可を受けた者又は同法第三十七条の七の二第一項の規定によりガス導管事業の届出をした者が開設する無線局であつて、ガス供給指令又はガス工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの</p> <p>五（略）</p> <p>（簡易な操作）</p> <p>第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる無線局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>七・八（略）</p> <p>（備付けを要する業務書類）</p> <p>第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
無線局	業務書類
無線局	業務書類

七 基幹放送局	二〇六 (略)	<p>一 船舶局及び船舶地球局</p>
(一) (略)	(一) (略)	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の三の規定により提出を省略した添付書類と同一の記載内容を有する添付書類の写し及び同規則第十七条の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し)(1)</p> <p>(三) 免許規則第十二条(同規則第二十五条第一項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許後における変更に係るもの)(1)</p> <p>(四) 第四十三条第一項の届出書に添付した書類の写し(2)(船舶局の場合に限る。)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) (略)</p> <p>(七) (略)</p> <p>(八) (略)</p> <p>(九) 第四十三条第二項の届出書に添付した書類の写し(2)(船舶地球局の場合に限る。)</p> <p>(十) (略)</p>
七 基幹放送局	二〇六 (略)	<p>一 船舶局及び船舶地球局</p>
(一) (略)	(一) (略)	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの及び免許規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し)(1)</p> <p>(三) 免許規則第十二条(同規則第二十五条第一項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許後における変更に係るもの)(1)</p> <p>(四) 第四十三条第一項の届書の写し(2)(船舶局の場合に限る。)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) (略)</p> <p>(七) (略)</p> <p>(八) (略)</p> <p>(九) 第四十三条第二項の届書の写し(2)(船舶地球局の場合に限る。)</p> <p>(十) (略)</p>

<p>八・九 (略)</p>	<p>(二) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の二の規定により無線局事項書の記載を省略した部分を有する無線局事項書(その記載を省略した部分のみのものとする。)及び同規則第十七条の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し)(1)</p> <p>(三) (略)</p>
<p>注一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項(同規則第十二条第四項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。)とする。</p> <p>二 (2)を付した書類及び(3)を付した書類(第五項に規定する総務大臣の認定するものを含む。)については、電磁的方法(電子的方法、磁気</p>	
<p>八・九 (略)</p>	<p>(二) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の規定により無線局事項書の記載を省略した部分を有する無線局事項書(その記載を省略した部分のみのものとする。)及び同規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し)(1)</p> <p>(三) (略)</p>
<p>注一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項(同規則第十二条第三項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。)とする。この場合において、当該書類が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録されたものであるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。</p> <p>二 (2)を付した書類及び(3)を付した書類(第五項に規定する総務大臣の認定するものを含む。)については、電磁的方法により記録された</p>	

的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法を用う。以下同じ。）により記録されたものとすることができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。

三 (略)

2 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

3 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、アマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）、簡易無線局若しくは気象援助局にあつては、**第一項**の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては、当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）に**同項の免許状を備え付けなければならない。**

ものとすることができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。

三 (略)

2 前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

3 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、アマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）、簡易無線局（**パーソナル無線を除く。**）若しくは気象援助局にあつては、**前項**の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては、当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）に**第一項の免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証票を備え付けなければならない。**ただし、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局及びV S A T地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局その他総務大臣が告示する無線局については、当該証票の備付けを要しない。

4 第一項の規定により同項の表の一の項若しくは三の項に掲げる無線局に備え付けておかなければならない申請書の添付書類及び**届出書**の添付書類の写しについては、当該無線局の現状を示す書類であつて総合通信局長の証明を受けたものをもつて、当該写しに代えることができる。免許規則第四条及び第八条の規定は、この場合における書類の様式及び証明の申請手続について準用する。

5 (略)

6 電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」とい）（第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）により、第一項及び第四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録（総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録をいう。以下この項及び第八項において同じ。）を必要に応じ直ちに表示することができない方法（当該書類に係る電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局にあつては、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別に告示する方法。第八項において同じ。）をもつて、当該書類（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し）の備付けとすることができる。

一 (略)

二 免許規則第十二条（同規則第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の変更の申請書の添付書類及び**届出書**の添付書類

三 第四十三条第一項又は第二項の**届出書**に添付した書類

4 第一項の規定により同項の表の一の項若しくは三の項に掲げる無線局に備え付けておかなければならない申請書の添付書類及び**届書**の添付書類の写しについては、当該無線局の現状を示す書類であつて総合通信局長の証明を受けたものをもつて、当該写しに代えることができる。免許規則第四条及び第八条の規定は、この場合における書類の様式及び証明の申請手続について準用する。

5 (略)

6 電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」とい）（第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）により、第一項及び第四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録（総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録をいう。以下この項及び第八項において同じ。）を必要に応じ直ちに表示することができない方法（当該書類に係る電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局にあつては、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別に告示する方法。第八項において同じ。）をもつて、当該書類（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し）の備付けとすることができる。

一 (略)

二 免許規則第十二条（同規則第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の変更の申請書の添付書類及び**届書**の添付書類

三 第四十三条第一項又は第二項の**届書**

四・五 (略)

7 5 10 (略)

(記載事項等の変更)

第四十三条 船舶局、航空機局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許人は、法第六条第三項、第四項又は第五項に規定する事項に変更があつたときは、**速やかに**その旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

2 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、無線航行移動局、船舶地球局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、**速やかに**その旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

3 (略)

4 社団（公益社団法人を除く。）であるアマチュア局の免許人は、その定款又は理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。

5 前各項の規定による届出書の様式は、別表第五号の四のとおりとする。

6 第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、免許規則第四条又は第二十条の六第一項に定める無線局事項書を添付しなければならない。

7 第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出が所有者の変更に係るものであるときは、変更後の所有者と免許人との関係を証する書面を**添付しなければならない**。

四・五 (略)

7 5 10 (略)

第四十三条 船舶局、航空機局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許人は、法第六条第三項、第四項又は第五項に規定する事項に変更があつたときは、**すみやかに**その旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

2 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、無線航行移動局、船舶地球局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、**すみやかに**その旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出が所有者の変更に係るものであるときは、変更後の所有者と免許人との関係を証する書面を**添付しなければならない**。

8 第四項の規定による届出をしようとするときは、免許規則第五条第二項第一号又は第三号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(削除)

(事業計画の変更等)

第四十三条の二 (略)

2 (略)

3 第一項による届出書の様式は別表第五号の五のとおりとし、第二項による報告書の様式は別表第五号の六のとおりとする。

4 第二項の報告は、前項の規定にかかわらず、計算書類の提出をもつてこれに替えることができる。

第四十三条の二 無線航行陸上局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第八十条第三号及び第四号（これらの規定を運用規則第八十二条において準用する場合を含む。）に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。

2 標準周波数局又は特別業務の局（設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第四百四十条各号に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。

3 前二項の免許人は、当該各項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。

第四十三条の三 (略)

2 (略)

3 前項の報告は、計算書類の提出をもつてこれに替えることができる。

(削除)

(非常局の無線設備の機能試験の免除)

第四十三条の三 運用規則第九条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の七の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

2 総合通信局長は、前項の申請があつた場合において、無線設備の機能試験を免除することが相当と認めるときは、申請者に対しその旨を通知する。

(船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類)

第四十三条の四 (略)

(電磁的方法により記録することができる書類)

第四十三条の五 (略)

2 前項第二号の無線業務日誌に記録する事項のうち、第四十条第一項第一号(2)(四を除く。)及び(5)、同条第二項第一号(2)並びに同項第二号(2)に掲げる事項については、音声により記録することができる。この場合において、前項後段の規定にかかわらず、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて再生できなければならない。

(備付けを要する書類)

第四十三条の四 社団(公益社団法人を除く。)であるアマチュア局の免許人は、その定款及び理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。

(新設)

第四十三条の五 (略)

(電磁的方法により記録することができる書類)

第四十三条の六 (略)

(備付けを要する書類)

第四十五条の三 法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所（移動する設備の場合にあつてはその常置場所）に備え付けておかなければならない。

一 (略)

二 高周波利用設備の許可の申請書の添付書類並びに免許規則第二十九条第一項の変更の申請書の添付書類及び **届出書** の添付書類の写し

(免許規則第二十六条第四項(免許規則第二十九条第二項において準用する場合を含む。))の規定により総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとす。

2 前項の規定により備え付けておかなければならない申請書の添付書類及び **届出書** の添付書類の写しについては、高周波利用設備の現状を示す書類であつて、総合通信局長の証明を受けたものをもつて、当該写しに代えることができる。免許規則第二十六条第一項、第二項及び第四項の規定は、この場合における書類の様式及び証明の申請手続について準用する。

3| (略)

(二年以内に廃止することについて総務大臣の確認を受けた無線局)

第五十一条の十の五 法第百三条の二第十五項第三号の総務大臣の確認を受けた無線局とは、法第二十二条の規定による無線局の廃止の届出が行われた無線局であつて **免許規則第二十四条の三第一項第五号** に規定する廃止する年月日が当該届出を受理した日以後最初に到来する応当日か

第四十五条の三 法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所（移動する設備の場合にあつてはその常置場所）に備え付けておかなければならない。

一 (略)

二 高周波利用設備の許可の申請書の添付書類並びに免許規則第二十九条第一項の変更の申請書の添付書類及び **届書** の添付書類の写し(免許規則第二十六条第四項(免許規則第二十九条第二項において準用する場合を含む。))の規定により総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとす。

2 前項の規定により備え付けておかなければならない申請書の添付書類及び **届書** の添付書類の写しについては、高周波利用設備の現状を示す書類であつて、総合通信局長の証明を受けたものをもつて、当該写しに代えることができる。免許規則第二十六条第一項、第二項及び第四項の規定は、この場合における書類の様式及び証明の申請手続について準用する。

4| (略)

3| **第一項第二号に規定する添付書類の写し及び前項の書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。**

(二年以内に廃止することについて総務大臣の確認を受けた無線局)

第五十一条の十の五 法第百三条の二第十五項第三号の総務大臣の確認を受けた無線局とは、法第二十二条の規定による無線局の廃止の届出が行われた無線局であつて **免許規則第二十四条の三第二号** に規定する廃止する年月日が当該届出を受理した日以後最初に到来する応当日から始ま

ら始まる二年の期間内であるものとする。ただし、再免許の申請をしよ
うとする免許人が次項の規定による申出をしたときは、当該申出におい
て当該免許人が希望する再免許の有効期間の満了の日が当該申出を受け
た日以後最初に到来する応当日又は当該無線局の免許の有効期間の満了
の日の翌日から始まる二年の期間内である無線局とする。

255 (略)

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所
轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任す
る。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲
げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 法第四条第一項、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七
条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十
九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二
十一条、第二十二條、第二十四条、第二十七條第一項、第二十七條の
三第一項、第二十七條の四、第二十七條の五第一項及び第二項、第二
十七條の六、第二十七條の八、第二十七條の九、第二十七條の十第一
項、**第二十七條の十八第一項及び第二項**、第二十七條の十九から第二
十七條の二十二まで、**第二十七條の二十三（第三項を除く。）、第二**
十七條の二十四第二項、第二十七條の二十五、第二十七條の二十六第
一項、第二十七條の二十七、第二十七條の二十八、第二十七條の二十
九第二項、第二十七條の三十（第三項を除く。）、第二十七條の三十
一、第二十七條の三十二、第三十九條第四項（法第五十一条（法第七
十條の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十條の九第
三項において準用する場合を含む。）、第七十條の七第二項（法第七

二年の期間内であるものとする。ただし、再免許の申請をしようとし
る免許人が次項の規定による申出をしたときは、当該申出において当該
免許人が希望する再免許の有効期間の満了の日が当該申出を受けた日以
後最初に到来する応当日又は当該無線局の免許の有効期間の満了の日の
翌日から始まる二年の期間内である無線局とする。

255 (略)

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所
轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任す
る。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲
げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 法第四条第一項、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七
条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十
九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二
十一条、第二十二條、第二十四条、第二十七條第一項、第二十七條の
三第一項、第二十七條の四、第二十七條の五第一項及び第二項、第二
十七條の六、第二十七條の八、第二十七條の九、第二十七條の十第一
項、**第二十七條の十八第二項**、第二十七條の十九から第二十七條の二
十二まで、**第二十七條の二十三第二項及び第四項**、第二十七條の二十
四第二項、第二十七條の二十五、第二十七條の二十六第一項、第二十
七條の二十七、第二十七條の二十八、第二十七條の二十九第二項、**第**
二十七條の三十第二項及び第四項、第二十七條の三十一、第二十七條
の三十二、第三十九條第四項（法第五十一条（法第七十條の九第三項
において準用する場合を含む。）及び第七十條の九第三項において準
用する場合を含む。）、第七十條の七第二項（法第七十條の八第二項

十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

(1)・(2) (略)

二〇八 (略)

二〇五 (略)

(書類の提出)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 検査実施報告書であつて船舶局（第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。）、遭難自動通報局、無線航行移動局（**第四十一条の二の六第十三号**に規定するものを除く。）又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

5 (略)

第五十二条の二 削除

及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

(1)・(2) (略)

二〇八 (略)

二〇五 (略)

(書類の提出)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 検査実施報告書であつて船舶局（第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。）、遭難自動通報局、無線航行移動局（**第四十一条の二の六第十二号**に規定するものを除く。）又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

5 (略)

(電磁的方法により記録することができる提出書類等)

第五十二条の二 次の各号に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。

一 **第三十九条第三項の規定に基づき報告する書類**

(電子申請等の場合の添付書類等の提出)

第五十二条の三 (略)

(電子情報処理組織の使用の特例)

第五十二条の四 電子申請等に係る電子情報処理組織(情報通信技術利用

法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織をいう。

以下この条において同じ。)の停止(あらかじめ停止する旨を公表している場合を除く。)その他やむを得ない事由により、法及びこれに基づ

二 第四十二条の規定に基づき添付する文書

三 第四十二条の三の規定に基づき報告する書類

四 第四十三条第一項から第三項までの規定に基づき届け出る文書

五 第四十三条の二第一項から第三項までの規定に基づき届け出る書類

六 第四十三条の三第一項の規定に基づき届け出る書類

七 第四十三条の三第二項の規定に基づき報告する書類

八 第四十三条の四の規定に基づき届け出る書類

九 第四十五条の三第二項の規定に基づく証明の申請書に添付する書類

十 第四十六条第一項(第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき添付する書類

十一 第四十六条の三第四項の規定に基づき届け出る書類

十二 第四十六条の六の規定に基づき提出する資料

十三 第四十六条の八第一項の規定に基づき届け出る書類

十四 第四十六条の十の規定に基づき提出する資料

十五 第五十条の四第一項の規定に基づき添付する書類

十六 第五十条の七第一項の規定に基づく承認の申請書に添付する書類

十七 第五十条の七第二項の規定に基づき届け出る書類

(電子申請等の場合の添付書類等の提出)

第五十二条の三 (略)

(新設)

命令の規定による申請又は届出の期間内に電子情報処理組織を使用し
て申請又は届出を行うことが著しく困難と認める場合は、当該各規定に
かかわらず、総務大臣の指定する方法により、その申請又は届出をする
ことになり得る。

2 総務大臣は、前項の規定により指定した方法について、インターネット
の利用その他の方法により公表する。

別表第二号の二の二 (第11条の2の3関係)

無線局の種別	情報提供項目
1 地上基幹放送局及び 地上基幹放送試験局 (8の項に掲げる無線 局を除く。)	1 <u>免許規則別表第六号</u> の様式の以下の欄 に記載された事項 (1)・(2) (略) 2 (略)
2 衛星基幹放送局及び 衛星基幹放送試験局 (8の項に掲げる無線 局を除く。)	1 <u>免許規則別表第六号</u> の様式の以下の欄 に記載された事項 (1)・(2) (略) 2 (略)
3 人工衛星局及び宇宙 局 (9の項に掲げる無 線局を除く。)	1 <u>免許規則別表第六号の二</u> の様式の無線 設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載さ れた事項 2 (略)
4 固定局 (9の項に掲 げる無線局を除く。)	1 <u>免許規則別表第六号の二</u> の様式の無線 設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載さ れた事項

別表第二号の二の二 (第11条の2の3関係)

無線局の種別	情報提供項目
1 地上基幹放送局及び 地上基幹放送試験局 (8の項に掲げる無線 局を除く。)	1 <u>免許規則別表第五号</u> の様式の以下の欄 に記載された事項 (1)・(2) (略) 2 (略)
2 衛星基幹放送局及び 衛星基幹放送試験局 (8の項に掲げる無線 局を除く。)	1 <u>免許規則別表第五号</u> の様式の以下の欄 に記載された事項 (1)・(2) (略) 2 (略)
3 人工衛星局及び宇宙 局 (9の項に掲げる無 線局を除く。)	1 <u>免許規則別表第五号の二</u> の様式の無線 設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載さ れた事項 2 (略)
4 固定局 (9の項に掲 げる無線局を除く。)	1 <u>免許規則別表第五号の二</u> の様式の無線 設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載さ れた事項

	2 (略)	
5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から1の項までに掲げる無線局を除く。）	1 免許規則別表第六号の二 の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2 (略)	
6 航空局、無線標識局、無線航行陸上局及び無線標定陸上局（9の項に掲げる無線局を除く。）	1 免許規則別表第六号の二 の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2 (略)	
7 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び地球局（9の項に掲げる無線局を除く。）	1 免許規則別表第六号の二 の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2 (略)	
8 1の項又は2の項に掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用する無線局	1 免許規則別表第六号 の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(3) (略) 2 (略)	

	2 (略)	
5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から1の項までに掲げる無線局を除く。）	1 免許規則別表第五号の二 の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2 (略)	
6 航空局、無線標識局、無線航行陸上局及び無線標定陸上局（9の項に掲げる無線局を除く。）	1 免許規則別表第五号の二 の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2 (略)	
7 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び地球局（9の項に掲げる無線局を除く。）	1 免許規則別表第五号の二 の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2 (略)	
8 1の項又は2の項に掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用する無線局	1 免許規則別表第五号 の様式の以下の欄に記載された事項 (1)～(3) (略) 2 (略)	

<p>9 3の項から7の項までに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備又は検定合格機器のみを使用する無線局（10の項及び11の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 <u>免許規則別表第六号の二</u>の様式の以下の欄に記載された事項 (1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>10 包括免許に係る特定無線局（第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。）</p>	<p><u>免許規則別表第三号の五</u>の様式の以下の欄に記載された事項 1～5 (略)</p> <p>1 <u>免許規則別表第六号の四第2</u>の様式の電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に記載された事項</p> <p>2 <u>免許規則別表第三号の六</u>の様式の以下の欄に記載された事項 (1)・(2) (略)</p>

注1 (略)

注2 登録局については、表の規定にかかわらず、次に掲げる情報を提供する。

(1) 免許規則別表第六号の七の様式の周波数及び空中線電力の欄に記載された事項

(2) (略)

<p>9 3の項から7の項までに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備又は検定合格機器のみを使用する無線局（10の項及び11の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 <u>免許規則別表第五号の二</u>の様式の以下の欄に記載された事項 (1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>10 包括免許に係る特定無線局（第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。）</p>	<p><u>免許規則別表第五号の五の二</u>の様式の以下の欄に記載された事項 1～5 (略)</p> <p>1 <u>免許規則別表第五号の五第2</u>の様式の電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に記載された事項</p> <p>2 <u>免許規則別表第五号の五の三</u>の様式の以下の欄に記載された事項 (1)・(2) (略)</p>

注1 (略)

注2 登録局については、表の規定にかかわらず、次に掲げる情報を提供する。

(1) 免許規則別表第五号の十の様式の周波数及び空中線電力の欄に記載された事項

(2) (略)

(3) 免許規則別表第六号の七の様式の無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲の欄に記載された事項(法第27条の29第1項の規定による登録を受けて開設する無線局にあつては、免許規則別表第三号の七の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項)

別表第二号の二の四(第11条の2の4第2項関係)

無線局情報提供請求書(略)

注1・2(略)

3 2の開設又は変更をしようとする無線局の概要については、次によること。

(1)～(5)(略)

(6) (8)の電波の型式及び周波数並びに(9)の空中線電力

は、開設又は変更をしようとする無線局の種別に応じて、免許規則別表第二号第1、別表第二号第2又は別表第二号第5の様式の記載要領の該当する注に従って記載すること。ただし、周波数については、混信又はふくそう調査に必要な特定の周波数を記載すること。

(7)(略)

4～6(略)

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施

報告書の様式(第41条の6関係)

注1・2(略)

(3) 免許規則別表第五号の十一の様式の無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲の欄に記載された事項(法第27条の29第1項の規定による登録を受けて開設する無線局にあつては、免許規則別表第五号の十一の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項)

別表第二号の二の四(第11条の2の4第2項関係)

無線局情報提供請求書(略)

注1・2(略)

3 2の開設又は変更をしようとする無線局の概要については、次によること。

(1)～(5)(略)

(6) (8)の電波の型式及び周波数並びに(9)の空中線電力

は、開設又は変更をしようとする無線局の種別に応じて、免許規則別表第二号、別表第二号第2、別表第二号第5又は別表第二号第6の様式の記載要領の該当する注に従って記載すること。ただし、周波数については、混信又はふくそう調査に必要な特定の周波数を記載すること。

(7)(略)

4～6(略)

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施

報告書の様式(第41条の6関係)

注1・2(略)

<p>3 備考の欄には、電波法第 10 条第 2 項の点検である場合には「<u>予備免許</u>通知書の番号」、<u>同法第 18 条第 2 項</u>の点検である場合には「<u>変更許可</u>通知書の番号」を記載すること。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>3 備考の欄には、電波法第 10 条第 2 項の点検である場合には「<u>予備免許</u>の番号」、<u>第 18 条第 2 項</u>の点検である場合には「<u>許可</u>の番号」を記載すること。</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 無線局の免許手続</p> <p>第一節～第二節の二（略）</p> <p>第二節の三 特定無線局の免許手続の特例（<u>第二十条の四</u>—<u>第二十条の十二</u>）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第五章 無線局の登録手続</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 登録状（<u>第二十五条の二十一</u>—<u>第二十五条の二十二</u>の二）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章 <u>無線局の運用等</u>の特例に係る手続（<u>第三十一条の二</u>—<u>第三十一条の五</u>）</p> <p>（削除）</p> <p>附則</p> <p>（希望する識別信号）</p> <p>第二条の二 申請者は、申請に係る無線局（アマチュア局及び包括免許に係る特定無線局を除く。）について、希望する識別信号があるときは、その旨を申請書及び添付書類に記載することができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 無線局の免許手続</p> <p>第一節～第二節の二（略）</p> <p>第二節の三 特定無線局の免許手続の特例（<u>第二十条の四</u>—<u>第二十条の十</u>）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第五章 無線局の登録手続</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 登録状（<u>第二十五条の二十一</u>・<u>第二十五条の二十二</u>）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章 <u>無線局の運用</u>の特例に係る手続（<u>第三十一条の二</u>—<u>第三十一条の四</u>）</p> <p><u>第八章 雑則</u>（<u>第三十二条</u>）</p> <p>（削除）</p> <p>附則</p> <p>（希望する識別信号）</p> <p>第二条の二 申請者は、申請に係る無線局（<u>九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、かつ、適合表示無線設備のみを使用する簡易無線局（以下「パーソナル無線」という。）</u>）並びにアマチュア局及び包括免許に係る特定無線局を除く。）について、希望する識別信号があるときは、その旨を</p>

申請書及び添付書類に記載することができる。

(申請書)

第三条 法第六条の規定により無線局の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 無線局の免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 免許を受けようとする無線局の種別及び局数
 - 三 希望する識別信号（アマチュア局を除く。）
 - 四 希望する免許の有効期間
 - 五 その他必要な事項
- 2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。

(添付書類)

第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	
無線局 事項書	無線局事項書及び 工事設計書の 様式
工事設 計書の	無線局事項書及び 工事設計書の 様式

(申請書)

第三条 法第六条に規定する申請書の様式は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分	
一 パーソナル無線及びアマチュア局	申請書の様式
二 その他の無線局	別表第一号
二	別表第一号の

(添付書類等)

第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	
無線局 事項書	無線局事項書及び 工事設計書の 様式
工事設 計書の	無線局事項書及び 工事設計書の 様式

一〇九 (略)	十 衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局及び宇宙局	別表第 二号第 5	別表第 二号の 二第8	の様式	の様式
		別表第 二号の 三第1	別表第 二号の 三第3		
	十一 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）及び船上通信局				
	十二 特定船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局	別表第 二号の 三第2	別表第 二号の 三第3		
	十三 アマチュア局				

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限

一〇九 (略)	十 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局	別表第 二号第 5	別表第 二号の 二第8	の様式	の様式
		別表第 二号の 三第6	別表第 二号の 三第8		
	十一 人工衛星局及び宇宙局				
	十二 簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）及び船上通信局	別表第 二号の 三第1			
	十三 パーソナル無線	別表第 二号の 三第2			
	十四 特定船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局	別表第 二号の 三第3			
	十五 アマチュア局	別表第 二号の 三第4			

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又は

りでない。

一・二 (略)	区分	書類
---------	----	----

2 (略)

(工事落成期限の延長)

第十一条 法第八条第二項の規定により工事落成の期限の延長を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書にその写し二通を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 無線局の予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号

四 予備免許の年月日及び予備免許通知書(第十条の規定により通知する文書をいう。以下同じ。)の番号

五 工事落成の期限

六 希望する延長期限及び延長する理由

2 前項の申請書の様式は、別表第三号のとおりとする。

3 第八条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の規定により申請を行う場合に準用する。

4 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、工事落成の期限を延長することが相当と認めるときは、申請者に対しその旨を通知する。

(工事設計等の変更の申請及び届出)

第十二条 次の各号の一に該当する場合は、申請書又は届出書に第四条第

その提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

一・二 (略)	区分	書類
---------	----	----

2 (略)

(工事落成期限の延長)

第十一条 法第八条第二項の規定により工事落成の期限の延長を求めようとするときは、延長の期限及び理由を記載した申請書にその写し二通を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行なうものとする。

2 第八条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の規定により申請を行なう場合に準用する。

(工事設計等の変更の申請及び届出)

第十二条 次の各号の一に該当する場合は、申請書又は届書に第四条第二

二項の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又は工事設計書を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 法第九条第一項の規定により工事設計変更の許可を受けようとする場合

二 法第九条第二項の規定により工事設計変更の届出をしようとする場合

三 五 (略)

2| 前項の申請書又は届出書の様式は、別表第四号のとおりとする。

3| 基幹放送局に係る第一項各号に掲げる場合において、その変更により当該基幹放送局の事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときは、第四条第二項に規定する様式に準じて記載した事業計画又は事業収支見積りを添付するものとする。ただし、協会及び学園の基幹放送局の場合は、事業収支見積りの提出を省略することができる。

4| 第八条の規定は、第一項又は第三項の規定による申請又は届出を行う場合に準用する。

5| 総務大臣又は総合通信局長は、第一項第一号の申請が法第九条第三項の規定に合致し、又は第一項第三号若しくは第五号の申請による変更が相当と認めるときは、申請者に対し変更を許可する旨又は指定の変更をする旨を通知する。

(工事の落成届)

第十三条 法第十条の規定による工事の落成の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 無線局の予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

項の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又は工事設計書を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 法第九条第一項又は同条第二項の規定により工事設計変更の許可を受け又は届出をしようとする場合

二 四 (略)

2| 基幹放送局に係る前項各号に掲げる場合において、その変更により当該基幹放送局の事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときは、第四条第二項に規定する様式に準じて記載した事業計画又は事業収支見積りを添付するものとする。ただし、協会及び学園の基幹放送局の場合は、事業収支見積りの提出を省略することができる。

3| 第八条の規定は、前二項の規定による申請又は届出を行う場合に準用する。

(工事の落成届)

第十三条 法第十条の規定による工事の落成の届出は、文書により総務大臣又は総合通信局長に提出するものとする。

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号

四 予備免許の年月日及び予備免許通知書の番号

五 工事落成の年月日

六 検査を希望する日(法第十条第二項に基づき検査の一部を省略する場合を除く。)

2 前項の届出書の様式は、別表第三号の二のとおりとする。

3 法第十条第二項で定める書類は、第一項の届出書に添えて提出しなければならない。

(記載事項の省略)

第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一〜四 (略)

五 アマチュア局 (人工衛星等のアマチュア局を除く。)

開設を必要とする理由、通信の相手方、希望する運用許容時間及び運用開始の予定期日

六 簡易無線局

(1) 無線操縦発振器(模型飛行機、模型ボートその他これらに類するもの)を無線操縦するために使用する発振器をいう。以下同じ。)を使用する簡易無線局

開設を必要とする理由、工事落成の予定期日(無線操縦発振器を使用する簡易無線局に係るものにあつては、適合表示無線設備を使用する場合に限る。)及び運用開始の予定期日

(記載事項の省略)

第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一〜四 (略)

五 アマチュア局 (人工衛星等のアマチュア局を除く。)

開設を必要とする理由及び運用開始の予定期日

六 簡易無線局

(1) パーソナル無線及び無線操縦発振器(模型飛行機、模型ボートその他これらに類するもの)を無線操縦するために使用する発振器をいう。以下同じ。)を使用する簡易無線局

開設を必要とする理由、工事落成の予定期日(無線操縦発振器を使用する簡易無線局に係るものにあつては、適合表示無線設備を使用する場合に限る。)及び運用開始の予定期日

(2) (略)

七〇九 (略)

2 法第六条第一項第九号に規定する契約の内容は、既に免許を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許の申請をしようとする場合（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

3・4 (略)

(申請手続の簡略)

第十五条の二の二 同一人に属する二以上の無線局（アマチュア局を除く。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあるものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合限り、第二条第一項各号に掲げる無線局の種別ごと（基幹放送局の場合にあつてはデジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと）及び基幹放送の種類ごと（デジタル放送を行う場合を除く。）、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局にあつては当該無線局の行う業務ごと、船舶局の場合 **にあつては第四条第二項の表六の項及び十二の項** に掲げるものごと）に、同時に申請しようとする無線局の種別 **及び局数** を明示した一の申請書並びに各無線局に係る無線局事項書（簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、

線局

(2) (略)

七〇九 (略)

2 法第六条第一項第九号 **及び第二項第六号** に規定する契約の内容は、既に免許を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許の申請をしようとする場合（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

3・4 (略)

(申請手続の簡略)

第十五条の二の二 同一人に属する二以上の無線局（アマチュア局を除く。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあるものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合限り、第二条第一項各号に掲げる無線局の種別ごと（基幹放送局の場合にあつてはデジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと）及び基幹放送の種類ごと（デジタル放送を行う場合を除く。）、**簡易無線局の場合にあつては第四条第二項の表十二の項及び十三の項に掲げるものごと**、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局にあつては当該無線局の行う業務ごと、船舶局の場合 **にあつては同項の表六の項及び十四の項** に掲げるものごと）に、同時に申請しようとする無線局の種別 **及び数** を明示した一の

無線標定移動局又は実験試験局にあつては、法第六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び無線設備の常置場所を同じくする無線局ごとに一の無線局事項書）及び各無線局に係る工事設計書を提出することによつて行うことができる。

2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第四号イに規定するP H Sの基地局（以下「P H Sの基地局」という。）、施行規則第三十三条第六号(1)に規定するフェムトセル基地局（以下単に「フェムトセル基地局」という。）又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局（以下単に「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限る、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする**無線局の局数**及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（P H Sの基地局、フ

申請書並びに各無線局に係る無線局事項書（簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局又は実験試験局にあつては、法第六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び無線設備の常置場所を同じくする無線局ごとに一の無線局事項書）及び各無線局に係る工事設計書を提出することによつて行うことができる。

2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第四号イに規定するP H Sの基地局（以下「P H Sの基地局」という。）、施行規則第三十三条第六号(1)に規定するフェムトセル基地局（以下単に「フェムトセル基地局」という。）又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局（以下単に「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限る、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする**無線局の数**及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（P H Sの基地局、フェ

エムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。)、無線設備の移動範囲及び常置場所(VSAT地球局に限る。)等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

3 (略)

4 第二項に規定する無線局について法第八条の予備免許を受けた者が当該無線局のうちの一部の無線局に係る法第九条第一項若しくは第四項若しくは法第十九条の規定による申請又は法第九条第二項若しくは施行規則第四十三条第三項の規定による届出をする場合には、その申請書又は**届出書**に当該一部の無線局に係る無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならぬ。ただし、第二項の規定による免許の申請が、電子申請等である場合は、この限りでない。

(工事設計書の記載の簡略)

第十五条の三 免許の申請書に添付する工事設計書は、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である無線設備を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合(航空機局に係る申請の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときに限る。)は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分(船舶局の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときに除き、添付図面に係る部分に限る。)の記載を省略することができる。ただし、記載を省略しようとする無線局の無線設備の設置場所(船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、VSAT地球局にあつてはVSAT制御地球局

ムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。)、無線設備の移動範囲及び常置場所(VSAT地球局に限る。)等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

3 (略)

4 第二項に規定する無線局について法第八条の予備免許を受けた者が当該無線局のうちの一部の無線局に係る法第九条第一項若しくは第四項若しくは法第十九条の規定による申請又は法第九条第二項若しくは施行規則第四十三条第三項の規定による届出をする場合には、その申請書又は**届書**に当該一部の無線局に係る無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならぬ。ただし、第二項の規定による免許の申請が、電子申請等である場合は、この限りでない。

(工事設計書の記載の簡略)

第十五条の三 免許の申請書に添付する工事設計書は、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である無線設備を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合(航空機局に係る申請の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときに限る。)は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分(船舶局の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときに除き、添付図面に係る部分に限る。)の記載を省略することができる。ただし、記載を省略しようとする無線局の無線設備の設置場所(船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、VSAT地球局にあつてはVSAT制御地球局

の無線設備の設置場所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。以下この項において同じ。）を管轄する総合通信局と既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局が異なる場合においては、記載を省略する旨並びに既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の名称及び当該無線局の免許の番号等を工事設計書に記載することによつて、工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

2 (略)

3 免許の申請書に添付する工事設計書は、検定期則による型式検定に合格した無線設備の機器を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合（施行規則第十一条の五の規定による型式検定を要しない機器を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合を含む。）は、当該機器の性能に関する部分であつて型式検定に係るもの（これに相当するものを含む。）及び構造に関する部分の記載を省略することができる。

4 (略)

(再免許の申請)

第十六条 再免許を申請しようとするときは、第三条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項のほか識別信号、免許の番号及び免許の年月日を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。

の無線設備の設置場所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。以下この項において同じ。）を管轄する総合通信局と既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局が異なる場合においては、総務大臣が別に告示するところにより、既に提出された免許の申請書に添付した工事設計書の写しがあらかじめ総務大臣に提出されているときに限る。

2 (略)

3 免許の申請書に添付する工事設計書は、検定期則による型式検定に合格した無線設備の機器を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合は、当該機器の性能に関する部分であつて型式検定に係るもの及び構造に関する部分の記載を省略することができる。

4 (略)

(再免許の申請)

第十六条 再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

- 一 免許の番号
- 二 免許の年月日及び有効期間満了の期日
- 三 継続開設を必要とする理由（遭難自動通報局を除く。）
- 四 希望する電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力
- 五 希望する運用許容時間（第十五条第一項の規定により申請書にその

記載の省略を受けた無線局を除く。)

- 六 将来の業務計画等(電気通信業務用無線局(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局(エリア放送(放送法施行規則第四百二十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。))を行う地上一般放送局を除く。))をいう。以下同じ。))及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局(基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。))を除く。))に限る。))
 - 七 免許の期間における業務の概要(基幹放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八条の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができる無線局を除く。ただし、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五㎒を超え二、五七五㎒以下及び二、五九五㎒を超え二、六四五㎒以下の周波数の電波を使用するものにあつてはこの限りではない。))
 - 八 申請の際における無線設備の工事設計の内容
 - 九 人工衛星の使用可能期間(人工衛星に開設する無線局に限る。))
 - 十 無線局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲(人工衛星に開設する無線局に限る。))
- 2) 前項の場合において、再免許の申請が基幹放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第五号まで及び第八号から第十号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。
- 一 将来の事業計画(第六条に規定するところによる。ただし、経営形

-
- 態を除く。)
- 二 将来の事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）
- 三 放送事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）
- 四 放送区域
- 五 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績（免許の期間における事業の実績については、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除き、資産、負債及び収支の実績については、協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）
- 六 一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称
- 七 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 3| 前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の全部又は一部が現に免許を受けている当該基幹放送局の事業計画、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。
- 4| 第十五条第三項及び第四項の規定は、基幹放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、第三項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条第二項第五号に規定する事項」と読み替えるものとする。
- 5| 第十五条の二の二第一項及び第二項並びに第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、再免許の場合に準用する。
-

(添付書類等)

第十六条の二 前条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 免許の番号
- 二 継続開設を必要とする理由
- 三 希望する電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力
- 四 希望する運用許容時間(第十五条第一項の規定により申請書にその記載の省略を受けた無線局を除く。)
- 五 将来の業務計画等(電気通信業務用無線局(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務並びに同法第一百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局(エリア放送(放送法施行規則第四百二十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。))を行う地上一般放送局を除く。))をいう。以下同じ。))及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局(基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。))を除く。))に限る。))
- 六 免許の期間における業務の概要(基幹放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八条の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができる無線局を除く。ただし、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつてはこの限りではない。))

第十六条の二 再免許の申請が陸上移動局(設備規則第二条第一号に規定

- する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)、携帯局、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)、簡易無線局及び構内無線局に関するものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、再免許申請書に添える書類に代えて再免許申請書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 免許の番号
 - 二 識別信号
 - 三 免許の年月日及び有効期間満了の期日
 - 四 希望する免許の有効期間
 - 五 申請の際における無線局事項書及び工事設計書の内容

- 七 申請の際における無線設備の工事設計の内容
 - 八 人工衛星の使用可能期間（人工衛星に開設する無線局に限る。）
 - 九 無線局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲（人工衛星に開設する無線局に限る。）
- 2 前項の場合において、再免許の申請が基幹放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。
 - 一 将来の事業計画（第六条に規定するところによる。ただし、経営形態を除く。）
 - 二 将来の事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）
 - 三 放送事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）
 - 四 放送区域
 - 五 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績（免許の期間における事業の実績については、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除き、資産、負債及び収支の実績については、協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）
 - 六 一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称
 - 七 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
 - 3 前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の全部又は一部が現に免許を受けている当該基幹放送局の事業計画、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電

気通信設備の概要と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

4 第四条第二項の規定は、前条の再免許申請書に添付する書類について準用する。

5 第十五条第三項及び第四項の規定は、基幹放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、第三項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条の二第二項第五号に規定する事項」と読み替えるものとする。

6 第十五条の二の二第一項及び第二項並びに第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、再免許の場合に準用する。

(添付書類の提出の省略)

第十六条の三 再免許の申請が地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局に関するものであつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する再免許申請書にその旨を記載して再免許申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

(工事設計書等の提出の省略等)

(新設)

(新設)

第十七条 無線局の再免許の申請をしようとする場合であつて、免許の有効期間中において再免許の申請の時までに、当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更がなかつたとき又は当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更があつた場合において第四条第二項の表に掲げる区分に従い全部の事項について記載した工事設計書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）を当該変更の許可の申請若しくは届出に際し提出したときは、第十六条の二の規定により再免許申請書に添付すべき工事設計書の提出（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、工事設計に係る部分の記載）を省略することができる。この場合においては、再免許申請書に添付する無線局事項書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）にその旨を記載しなければならない。

（申請の期間）

第十八条 （略）

2] 前項の規定にかかわらず、再免許の申請が総務大臣が別に告示する無線局に関するものであつて、当該申請を電子申請等により行う場合にあつては、免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる。

3] 前二項の規定にかかわらず、免許の有効期間満了前一箇月以内に免許を与えられた無線局については、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

（削除）

（申請の期間）

第十七条 （略）

2] 免許の有効期間満了前一箇月以内に免許を与えられた無線局については、前項の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

（申請書等）

第十八条 第三条及び第四条第二項の規定は、再免許の申請（陸上移動

(削除)

(審査及び免許の付与)
第十九条 総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の免許を与える。

局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、簡易無線局及び構内無線局の再免許の申請を除く。）について準用する。
2) 陸上移動局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、簡易無線局及び構内無線局の再免許申請書の様式は、別表第一号の二の二のとおりとする。

(工事設計書等の提出の省略等)

第十八条の二 無線局の再免許の申請をしようとする場合であつて、免許の有効期間中において再免許の申請の時までに、当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更がなかつたとき又はその内容に変更があつた場合において第四条第二項の表に掲げる区分に従い全部の事項について記載した工事設計書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）を当該変更の許可の申請若しくは届出に際し提出したときは、前条の規定により再免許申請書に添付すべき工事設計書の提出（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、工事設計に係る部分の記載）を省略することができる。この場合においては、再免許申請書に添付する無線局事項書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）にその旨を記載しなければならない。

(審査及び免許の付与)

第十九条 総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、左に掲げる事項を指定して、無線局の免許を与える。

一〇四 (略)
2 (略)

(相続等における免許の承継の届出)

第二十条の二 法第二十条第一項、第七項及び第八項の規定により無線局の免許人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した**届出書**に法第二十条第九項の書面を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 (略)

二 承継に係る無線局の識別信号 (包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は**予備免許通知書の番号**、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称

2| **前項の届出書の様式は、別表第五号のとおりとする。**

3| 相続人が二人以上ある場合において、その協議により、免許人の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者は、**第一項の届出書**に他の相続人がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。

4| **前三項**の規定は、法第二十条第十項の場合に準用する。

(免許の承継の申請)

第二十条の三 法第二十条第二項、第四項 (分割に係る部分に限る。以下この条において同じ。) 又は第五項 (合併に係る部分に限る。以下この条において同じ。) (法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。) の規定により無線局の免許人の地位の承継 (承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。) をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一〇四 (略)
2 (略)

(相続等における免許の承継の届出)

第二十条の二 法第二十条第一項、第七項及び第八項の規定により無線局の免許人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した**書類**に法第二十条第九項の書面を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 (略)

二 承継に係る無線局の識別信号 (**パーソナル無線及び**包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は**予備免許の番号**、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称

2| 相続人が二人以上ある場合において、その協議により、免許人の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者は、**前項の書類**に他の相続人がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。

3| **前二項**の規定は、法第二十条第十項の場合に準用する。

(免許の承継の申請)

第二十条の三 法第二十条第二項、第四項 (分割に係る部分に限る。以下この条において同じ。) 又は第五項 (合併に係る部分に限る。以下この条において同じ。) (法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。) の規定により無線局の免許人の地位の承継 (承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。) をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一〇五 (略)

六 承継に係る無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）

（種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間

2 (略)

3 前二項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。

4 (略)

5 第一項及び第二項の申請書並びに前項の添付書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。

6・7 (略)

8 | 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。

9 | (略)

第二十条の三の二 法第二十条第三項、第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一〇五 (略)

六 承継に係る無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）

（種別、免許番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間

2 (略)

3 前二項の申請書の様式は、別表第三号で定める。

4 (略)

5 第一項及び第二項の申請書並びに前項の添付書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。

6・7 (略)

8 | (略)

第二十条の三の二 法第二十条第三項、第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一〇四 (略)

五 承継に係る無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）

種別、**免許の番号又は予備免許通知書の番号**及び免許の有効期間

2 (略)

3 前二項の申請書の様式は、**別表第五号のとおりとする。**

4〇7 (略)

8 **総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。**

第二十条の三の三 法第二十条第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第二十条第五項前段（他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により、総務大臣の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一・二 (略)

三 承継に係る無線局の識別信号、種別、**免許の番号又は予備免許通知書の番号**及び免許の有効期間

四〇六 (略)

2 前項の申請書の様式は、**別表第五号のとおりとする。**

一〇四 (略)

五 承継に係る無線局の識別信号（**パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。**）、種別、**免許番号又は予備免許の番号**及び免許の有効期間

2 (略)

3 前二項の申請書の様式は、**別表第四号で定める。**

4〇7 (略)

第二十条の三の三 法第二十条第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第二十条第五項前段（他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により、総務大臣の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一・二 (略)

三 承継に係る無線局の識別信号、種別、**免許番号又は予備免許の番号**及び免許の有効期間

四〇六 (略)

2 前項の申請書の様式は、**別表第四号の二で定める。**

7| 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。

(包括免許の申請書)

第二十条の五 法第二十七条の三の規定により特定無線局の包括免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

- 一| 特定無線局の包括免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二| 包括免許を受けようとする特定無線局の種別
 - 三| 希望する包括免許の有効期間
 - 四| その他必要な事項
- 2| 前項の申請書の様式は、別表第一号の二のとおりとする。

(添付書類等)

第二十条の六 法第二十七条の三の規定により前条の申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、その様式は別表第二号の四のとおりとする。

2| 法第二十七条の三第一項第八号に規定する契約の内容は、既に受けた包括免許に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る包括免許の申請をしようとする場合（当該既に受けた包括免許の包括免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に受けた包括

(包括免許の申請書等)

第二十条の五 法第二十七条の三第一項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

2| 法第二十七条の三第一項の規定により前項の申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、その様式は、別表第二号の四のとおりとする。

3| 法第二十七条の三第一項第八号に規定する契約の内容は、既に受けた包括免許に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る包括免許の申請をしようとする場合（当該既に受けた包括免許の包括免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に受けた包括免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

(通信の相手方が外国の人工衛星局である場合の記載事項)

第二十条の六 法第二十七条の三第二項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一| 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間
- 二| 人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局のうち、その人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的とする無線局以外の無線局に関する事項
- 三| 特定無線局に係る通信の制御に関する事項

免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができ

3 法第二十七条の三第二項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間
- 二 人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局のうち、その人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的とする無線局以外の無線局に関する事項
- 三 特定無線局に係る通信の制御に関する事項

(特定無線局の再免許の申請)

第二十条の八 特定無線局の再免許を申請しようとするときは、**第二十条の五**第一項各号に掲げる事項のほか**包括免許の番号及び包括免許の年月日**を申請書に記載し、総合通信局長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別表第一号の二のとおりとする。

(特定無線局の再免許の申請)

第二十条の八 特定無線局の再免許を申請しようとするときは、**再免許申請書**に次に掲げる事項(特定無線局(法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。))に係る申請にあつては、次に掲げる事項(第八号に掲げる事項を除く。))及び無線設備を設置しようとする区域)を記載した書類を添えて総合通信局長に提出して行わなければならない。

- 一 包括免許の番号
- 二 包括免許の年月日及び有効期間満了の期日
- 三 継続開設を必要とする理由
- 四 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
- 五 将来の業務計画等(設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五㎒を超え二、五七五㎒以下及び二、五九五㎒を超え二、六四五㎒以下の周波数の電波を使用するものに限る。)

六 免許の期間における業務の概要（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

七 申請の際における無線設備の工事設計の内容
八 最大運用数

2 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間
二 人工衛星局と通信を行う特定無線局以外の陸上に開設する無線局に関する事項

三 特定無線局に係る通信の制御に関する事項

3 第一項の再免許申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとし、当該申請書に添付する書類は、別表第二号の四の様式による無線局事項書及び工事設計書とする。

（新設）

（添付書類）

第二十條の九 前條の申請書には、次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七條の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）を記載した無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。

- 一 包括免許の番号
- 二 継続開設を必要とする理由

三 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

四 将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

五 免許の期間における業務の概要（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

六 申請の際における無線設備の工事設計の内容
七 最大運用数

2 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間

二 人工衛星局と通信を行う特定無線局以外の陸上に開設する無線局に関する事項

三 特定無線局に係る通信の制御に関する事項

3 第一項の無線局事項書及び工事設計書の様式は、別表第二号の四のとおりとする。

（添付書類の提出の省略）

第二十條の十 特定無線局の再免許の申請が法第二十七條の二第一号に定める無線局（通信の相手方が外国の人工衛星局であるものを除く。）に

（新設）

関するものであつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第二十条の八に規定する再免許申請書にその旨を記載して再免許申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

（審査及び包括免許の付与）

第二十条の十一 （略）

（包括免許に関する準用規定）

第二十条の十二 第九条、第十四条及び**第十八条**の規定は、包括免許について準用する。

2 第二十条の二（**第四項**を除く。）、第二十条の三（第二項を除く。）及び第二十条の三の二（第二項を除く。）の規定は、包括免許人の地位の承継について準用する。**この場合において、第二十条の三第八項及び第二十条の三の二第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十一において読み替えて適用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の四」と読み替えるものとする。**

（様式等）

第二十一条 法第十四条の免許状の様式は、**別表第六号から別表第六号の三までのとおりとする。**

2～5 （略）

（審査及び包括免許の付与）

第二十条の九 （略）

（包括免許に関する準用規定）

第二十条の十 第九条、第十四条及び**第十七条**の規定は、包括免許について準用する。

2 第二十条の二（**第三項**を除く。）、第二十条の三（第二項を除く。）及び第二十条の三の二（第二項を除く。）の規定は、包括免許人の地位の承継について準用する。

（様式等）

第二十一条 法第十四条の免許状の様式は、**別表第五号から別表第五号の四までで定める。**

2～5 （略）

6 **総務大臣又は総合通信局長は、第一項の規定にかかわらず、小型の免許状によることがある。**

6| (略)

第二十一条の二 法第二十七条の五第二項の免許状の様式は、**別表第六号**の**四**のとおりとする。

(免許状の訂正)

第二十二条 免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を**総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。**

- 一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 無線局の種別及び局数
- 三 識別信号（包括免許の場合を除く。）
- 四 免許の番号
- 五 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2| **前項の申請書の様式は、別表第六号の五のとおりとする。**

3| **第一項**の申請があつた場合において、**総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。**

4| **総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。**

5| (略)

(免許状の再交付)

第二十三条 免許人は、免許状を破損し、汚し、失つた等のために免許状

7| (略)

第二十一条の二 法第二十七条の五第二項の免許状の様式は、**別表第五号の五**のとおりとする。

(訂正)

第二十二条 免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、**総務大臣又は総合通信局長に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。**

2| **総合通信局長は、前項の規定にかかわらず、小型の免許状によることがある。**

2| **前項**の申請があつた場合において、**総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。**

3| **総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合の外、職権により免許状の訂正を行うことがある。**

4| (略)

(免許状の再交付)

第二十三条 免許人は、免許状を破損し、汚し、失つた等のために免許状

の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号（包括免許の場合を除く。）

四 免許の番号

五 再交付を求める理由

2 前項の申請書の様式は、別表第六号の六のとおりとする。

3 前条第五項の規定は、第一項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（特定無線局の運用開始の期限の延長）

第二十三条の二 法第二十七条の六第一項の規定により、運用開始の期限の延長をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別

三 包括免許の番号

四 運用開始の期限

五 希望する延長期限及び延長する理由

2 前項の申請書の様式は、別表第三号の三のとおりとする。

3 総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、運用開始の期限

の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号（包括免許の場合を除く。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。但し、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（特定無線局の運用開始の期限の延長）

第二十三条の二 法第二十七条の六第一項の規定により、運用開始の期限の延長をしようとするときは、延長の期限及び理由を記載した申請書にその写し一通を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

を延長することが相当と認めるときは、申請者に対しその旨を通知する。

(無線局の運用開始等の届出)

第二十四条 法第十六条又は法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- 一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 無線局の種別及び局数
 - 三 識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)
 - 四 免許の番号
 - 五 運用開始の期日又は運用開始年月日(法第十六条第二項に該当する場合を除く。)
 - 六 運用休止期間及び運用を休止する理由(法第十六条第二項に該当する場合に限る。)
- 2| 次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに当該各号に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 一 無線航行陸上局 運用規則第八号第三号及び第四号(これらの規定を運用規則第八十二条において準用する場合を含む。)に掲げる事項
 - 二 標準周波数局 運用規則第四十条各号に掲げる事項
 - 三 特別業務の局(設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)
- 運用規則第四十条各号に掲げる事項

(運用開始等の届出)

第二十四条 法第十六条又は法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする場合は、文書により行なうものとする。この場合において、当該届出が法第十六条第二項の規定によるものであるときは、その理由を届書に付記するものとする。

3 前二項の届出書の様式は、別表第三号の四のとおりとする。

(特定無線局の開設の届出)

第二十四条の二 (略)

2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五(施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六)の様式により行うものとする。

3 (略)

(無線局の廃止の届出)

第二十四条の三 法第二十二条又は法第二十七条の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。

一 (略)

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)

四 免許の番号

五 廃止する年月日(この項ただし書の規定により提出された場合に

第二十四条の二 (略)

2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出は、別表第五号の五の二(施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第五号の五の三)の様式により行うものとする。

3 (略)

(免許後の変更等の手続)

第二十四条の三 法第二十二条又は法第二十七条の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。

一 (略)

二 廃止する年月日(この項ただし書の規定により提出された場合には、廃止した年月日)

三 無線局の種別

四 免許の番号

五 免許の年月日

は、廃止した年月日)

2| 前項の届出書の様式は、別表第七号のとおりとする。

3| 第一項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

(特定無線局の廃止の届出)

第二十四条の四 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一〜五 (略)

2| 前項の廃止の届出は、別表第七号の二の様式により行うものとする。

(無線局の変更の申請等)

第二十五条 (略)

2 第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行^う場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請又は届出をすることができる。

六 識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）

2| 前項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

第二十四条の四 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一〜五 (略)

第二十五条 (略)

2 第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行^なう場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請又は届出をすることができる。

3 (略)

4 法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、当該変更をしたとき又は当該工事を完了したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号

四 免許の番号

五 変更の許可の年月日及び変更許可通知書(第一項において準用する第十二条第五項の規定により通知する文書をいう。以下同じ。)

六 工事を完了の年月日

七 検査を希望する日(法第十八条第一項ただし書に該当する場合及び同条第二項に基づき検査の一部を省略する場合を除く。)

5 前項の届出書の様式は、別表第三号の二のとおりとする。

6・7 (略)

第二十五条の二 法第二十七条の八の規定により特定無線局の目的若しくは

は通信の相手方の変更又は開設している特定無線局の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供する許可を受けようとするときは、別表第四号の二の申請書に別表第二号の四の無線局事項書及び工事設計書を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

2 (略)

3 (略)

4 法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、当該変更をしたとき又は当該工事を完了したときは、その旨を文書により総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

5・6 (略)

第二十五条の二 法第二十七条の八の規定により通信の相手方の変更又は

開設している特定無線局の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供する許可を受けようとするときは、申請書に第二十条の五第二項の無線局事項書及び工事設計書を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

2 (略)

第二十五条の三 手数料令第四条の規定による手数料は、第二十五条第四項に規定する届出書に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めるものとする。

(認定の申請)

第二十五条の四 法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 該当する開設指針が示された告示の件名及び告示番号

2 (略)

3 第一項の申請書の様式は、別表第八号のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は、別表第八号の二のとおりとする。

(合併等に関する規定の準用)

第二十五条の八 第二十条の二(第四項)を除く。)、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定

第二十五条の三 手数料令第四条の規定による手数料は、第二十五条第四項に規定する文書に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めるものとする。

(認定の申請)

第二十五条の四 法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 第一項の申請書の様式は、別表第五号の六のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は、別表第五号の七のとおりとする。

(合併等に関する規定の準用)

第二十五条の八 第二十条の二(第三項)を除く。)、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定

の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送（放送法第二条第十四号に規定する移動受信信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十六において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十三第四項」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号」及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十六において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十三第四項」と読み替えるものとする。

（登録の申請書等）

第二十五条の十 法第二十七条の十八第二項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

2 法第二十七条の十八第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送（放送法第二条第十四号に規定する移動受信信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第三号」とあるのは「別表第五号の八」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許の番号」及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第四号」とあるのは「別表第五号の九」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と読み替えるものとする。

（登録の申請書等）

第二十五条の十 法第二十七条の十八第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

2 法第二十七条の十八第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 無線局の種別

一〇四 (略)

3〇4 (略)

(再登録の申請等)

第二十五条の十四 無線局の再登録を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した再登録申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一〇三 (略)

四 希望する登録の有効期間

2 前項の再登録申請書の様式は別表第一号の三のとおりとする。

3 (略)

(相続等における登録の承継の届出)

第二十五条の十五 法第二十七条の二十四第一項の規定により登録局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に、同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

一 (略)

二 承継に係る登録の番号、登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 (略)

2 前項の届出書の様式は、別表第五号の三のとおりとする。

3 登録人の地位を承継することができる者が二人以上ある場合において、その協議により、登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、その者は、第一項の届出書に他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。

一〇五 (略)

3〇4 (略)

(再登録の申請等)

第二十五条の十四 無線局の再登録を申請しようとするときは、次の事項を記載した再登録申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一〇三 (略)

四 登録の有効期間満了の期日

2 前項の再登録申請書の様式は別表第一号の五のとおりとする。

3 (略)

(相続等における登録の承継の届出)

第二十五条の十五 法第二十七条の二十四第一項の規定により無線局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類に、同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

一 (略)

二 承継に係る無線局の種類、登録の年月日、登録の番号、登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 (略)

2 登録人の地位を承継することができる者が二人以上ある場合において、その協議により、登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、その者は、前項の書類に他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。

(包括登録の申請書等)

第二十五条の十七 法第二十七条の二十九第二項の申請書の様式は、**別表第一号の四**のとおりとする。

2 法第二十七条の二十九第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

3 4 (略)

(包括登録の再登録の申請等)

第二十五条の十九 包括登録の再登録を申請しようとするときは、**次に掲げる事項**を記載した再登録申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一 三 (略)

四 **希望する登録の有効期間**

五 (略)

2 前項の再登録申請書の様式は **別表第一号の四**のとおりとする。

3 (略)

(登録状)

第二十五条の二十一 (略)

2 前項の登録状の様式は、**別表第六号の七**のとおりとする。

(登録状の訂正)

第二十五条の二十二 **登録人は、法第二十七条の二十五の登録状の訂正を**

(包括登録の申請書等)

第二十五条の十七 法第二十七条の二十九第二項の申請書の様式は、**別表第一号の四**のとおりとする。

2 法第二十七条の二十九第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 **無線局の種別**

二 四 (略)

3 4 (略)

(包括登録の再登録の申請等)

第二十五条の十九 包括登録の再登録を申請しようとするときは、**次の事項**を記載した再登録申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一 三 (略)

四 **登録の有効期間満了の期日**

五 (略)

2 前項の再登録申請書の様式は **別表第一号の五**のとおりとする。

3 (略)

(登録状)

第二十五条の二十一 (略)

2 前項の登録状の様式は、**別表第五号の十**のとおりとする。

(登録状の訂正及び再交付)

第二十五条の二十二 **第二十二條及び第二十三條の規定は、登録状について**

受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の番号

三 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2| 前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3| 第一項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな登録状の交付による訂正を行うことがある。

4| 総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により登録状の訂正を行うことがある。

5| 第二十二条第五項の規定は、新たな登録状の交付を受けた場合に準用する。

(登録状の再交付)

第二十五条の二十二の二 登録人は、登録状を破損し、汚し、失つた等のために登録状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の番号

三 再交付を求める理由

2| 前項の申請書の様式は、別表第六号の六のとおりとする。

3| 第二十二条第五項の規定は、第一項の規定により登録状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、登録状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

て準用する。この場合において、第二十二条第一項及び第四項並びに第二十三条第一項中「免許人」とあるのは「登録人」と、同項中「免許の番号並びに識別信号(包括免許の場合を除く。)」とあるのは「登録の番号」と、同条第二項中「前条第四項」とあるのは「第二十五条の二十二において読み替えて準用する前条第四項」と読み替えるものとする。

(新設)

(登録局の開設の届出等)

第二十五条の二十三 法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、**次に掲げる事項**とする。

一〜四 (略)

五・六 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の三十一の規定による届出は、**別表第三号の七**の様式により行うものとする。

4 (略)

(登録局の廃止の届出)

第二十五条の二十四 法第二十七条の二十六第一項の規定による**登録局**の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した**届出書**を総合通信局長に提出して行うものとする。

一・二 (略)

三・四 (略)

五 包括登録に係る**全て**の登録局を廃止したときは、その旨

2| **前項の届出書の様式は、別表第七号の三のとおりとする。**

(変更登録の申請)

第二十五条の二十五 法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の三十第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、**次に掲げる**

(登録局の開設の届出等)

第二十五条の二十三 法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、**次の事項**とする。

一〜四 (略)

五 **登録の年月日**

六・七 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の三十一の規定による届出は、**別表第五号の十一**の様式により行うものとする。

4 (略)

(登録局の廃止の届出)

第二十五条の二十四 法第二十七条の二十六第一項の規定による**無線局**の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した**文書**を総合通信局長に提出して行うものとする。

一・二 (略)

三 **無線局の種別**

四 **登録の年月日**

五・六 (略)

七 包括登録に係る**すべて**の登録局を廃止したときは、その旨

(変更登録の申請)

第二十五条の二十五 法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の三十第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、**次の事項**を

事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一 (略)
- 二 登録の番号
- 三 (略)
- 2 (略)

3 前二項の申請書及び届出書の様式は、別表第四号の三のとおりとする。

(設置許可の申請)

第二十六条 (略)

2 前項の申請をしようとする者は、別表第九号の様式による申請書に別表第九号の二又は別表第九号の三の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

3 前項の規定による添付書類については、既に許可の申請書が提出された設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である設備の許可の申請をしようとする場合(許可の申請をしようとする設備の設置場所(移動する設備にあつては、その常置場所とする。以下この項において同じ。)と既に許可の申請書が提出された設備の設置場所が同一総合通信局の管轄区域内にある場合に限る。)は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

4 総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添付書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請につき許可を与えたときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一 (略)
- 二 登録の年月日及び登録の番号
- 三 (略)
- 2 (略)

(設置許可の申請)

第二十六条 (略)

2 前項の申請をしようとする者は、別表第六号第一の様式による申請書に同表第二又は第三の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

3 前項の規定による添付書類については、既に許可の申請書が提出された設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である設備の許可の申請をしようとする場合(許可の申請をしようとする設備の設置場所(移動する設備にあつては、その常置場所とする。以下この項において同じ。)と既に許可の申請書が提出された設備の設置場所が同一総合通信局の管轄区域内にある場合に限る。)は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

4 総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添付書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請につき許可を与えたときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

(許可状等)

第二十七条 法第百条第二項の許可を与えたときは、**別表第十号**で定める様式の許可状を交付する。

2 (略)

(許可状の訂正)

第二十八条 法第百条第二項の許可を受けた者は、**同条第五項**において準用する**法第二十一条**の規定により許可状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設備の種別及び設備数

三 許可の番号

四 許可の年月日

五 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2 前項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな許可状の交付による訂正を行うことがある。

3 総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により許可状の訂正を行うことがある。

4 第二十二条第五項の規定は、新たな許可状の交付を受けた場合に準用する。

(許可状の再交付)

第二十八条の二 法第百条第二項の許可を受けた者は、**第二十七条第一項**の許可状を破損し、**汚し**、失つた等のために許可状の再交付を申請しよ

(許可状等)

第二十七条 法第百条第二項の許可を与えたときは、**別表第七号**で定める様式の許可状を交付する。

2 (略)

第二十八条 **第二十二条**の規定は、許可状の訂正の場合に準用する。

2 法第百条第二項の許可を受けた者は、**前条第一項**の許可状を破損し、**よごし**、失つた等のために許可状の再交付を申請しようとするときは、

うとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設備の種別及び設備数
- 三 許可の番号
- 四 許可の年月日
- 五 再交付を求める理由

2 第二十二条第五項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(許可の承継の届出)

第二十八条の三 第二十条の二(第二項及び第四項)を除く。)の規定は、法第百条第四項の場合に準用する。

(変更の申請等)

第二十九条 法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号の二又は別表第九号の三の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2 (略)

理由を記載した申請書に別表第六号第2の様式による添付書類(図面を除く部分とする。)一通を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。

3 第二十二条第四項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(変更等の手続)

第二十八条の二 第二十条の二(第三項)を除く。)の規定は、法第百条第四項の場合に準用する。

第二十九条 法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、申請書又は届書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第六号第2又は第3の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2 (略)

（廃止の届出）

第三十条 法第百条第五項において準用する法第二十二條の規定による高周波利用設備の廃止の届出は、当該高周波利用設備を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した**届出書**を総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一・二 (略)
- 三 **設備の種別及び設備数**
- 四・五 (略)

(外国の無線局の運用の許可手続)

第三十一条 (略)

2 前項の申請をしようとする包括免許人は、次に掲げる事項を記載した**申請書**を総合通信局長に提出しなければならない。

一 **包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名**

二 (略)

三・五 (略)

3 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の**申請書**に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一・四 (略)

4 第二項の申請書の様式は、別表第十一号のとおりとし、当該申請書に添付する書類の様式は、別表第十一号の二のとおりとする。

第七章 **無線局の運用等の特例に係る手続**

第三十条 法第百条第五項において準用する法第二十二條の規定による高周波利用設備の廃止の届出は、当該高周波利用設備を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した**文書**を総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一・二 (略)
- 三 **高周波利用設備の種別**
- 四・五 (略)

(外国の無線局の運用の許可手続)

第三十一条 (略)

2 前項の申請をしようとする包括免許人は、**申請書に次の事項を記載した書類を添えて**、総合通信局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 **包括免許の年月日**

三・五 (略)

3 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の**書類**に、**同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載**しなければならない。

一・四 (略)

4 第二項の申請書の様式は、別表第八号第一のとおりとし、当該申請書に添付する書類の様式は、同表第二のとおりとする。

第七章 **無線局の運用の特例に係る手続**

(外国において取得した船舶又は航空機の無線局の免許の特例)

第三十一条の二 法第二十七条第一項の規定により外国において取得した船舶又は航空機に開設する無線局の免許を受けようとする者は、別表第一号の申請書に、船舶局にあつては別表第二号第三の、航空機局にあつては別表第二号第四の無線局事項書を添付して、総合通信局長に提出しなければならぬ。

2 総合通信局長は、第一項の申請を審査した結果、免許を与えることが適当と認めるときは、免許状を交付する。

3 第二十二条第五項の規定は、法第二十七条第二項の規定により免許の効力が失われた場合に準用する。

(非常時運用人による無線局の運用の届出)

第三十一条の三 (略)

2 (略)

3 法第七十条の七第二項の規定による届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

4 (略)

(免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用に関する準用)

第三十一条の四 (略)

(登録人以外の者による登録局の運用に関する準用)

第三十一条の五 第三十一条の三の規定は、法第七十条の九第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。

この場合において、第三十一条の三第一項第一号中「非常時運用人」と

(新設)

(非常時運用人による無線局の運用の届出)

第三十一条の二 (略)

2 (略)

3 法第七十条の七第二項の規定による届出は、別表第九号の様式により行うものとする。

4 (略)

(免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用に関する準用)

第三十一条の三 (略)

(登録人以外の者による登録局の運用に関する準用)

第三十一条の四 第三十一条の二の規定は、法第七十条の九第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。

この場合において、第三十一条の二第一項第一号中「非常時運用人」と

あるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、「無線局の免許又は」とあるのは「登録局の」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項の規定により無線局」とあるのは「第七十条の九第一項の規定により登録局」と読み替えるものとする。

(削除)

あるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、「無線局の免許又は」とあるのは「登録局の」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項の規定により無線局」とあるのは「第七十条の九第一項の規定により登録局」と読み替えるものとする。

第八章 雑則

(電磁的方法により記録することができる提出書類等)

第三十二条 次に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により記録し、提出することができる。

- 一 第四条第一項に規定する書類
- 二 第五条第二項に規定する書類
- 三 第六条第一項に規定する書類
- 四 第十一条の規定に基づき提出する書類
- 五 第十二条第一項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する書類
- 六 第十六条の規定により再免許申請書に添付する書類
- 七 第二十条の二第一項（同条第三項及び第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する書類
- 八 第二十条の五第二項に規定する書類
- 九 第二十条の八の規定により再免許申請書に添付する書類
- 十 第二十二条（第二十八条第一項において準用する場合を含む。）の

別表第一号～第十二号

別途

規定に基づき申請する書類

十一 第二十三条の二の規定に基づき提出する書類

十二 第二十四条の規定に基づき届け出る文書

十三 第二十四条の三第一項の規定に基づき提出する書類

十四 第二十四条の四に規定する文書

十五 第二十五条の二の規定に基づき提出する書類

十六 第二十六条第二項の規定により申請書に添付する書類

十七 第二十五条の四第一項の規定により申請書に添付する開設計画

十八 第二十八条第二項の規定に基づき提出する書類

十九 第二十九条第一項の規定により申請書又は届書に添付する書類

二十 第三十条の規定に基づき提出する文書

二十一 第三十一条第二項の規定により申請書に添付する書類

別表第一号～第九号

別途

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>送信設備</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 次に掲げる送信設備</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)<u>及び第四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)</u>に</p> <p>において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(第四十九条の十六(一)、二</p>	<p>許容偏差</p> <p>上限(パーセント)</p> <p>(略)</p> <p>五〇</p>	<p>許容偏差</p> <p>下限(パーセント)</p> <p>(略)</p> <p>五〇</p>
	<p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>送信設備</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 次に掲げる送信設備</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)<u>、第四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)</u><u>及び第五十四条第四号</u>に</p> <p>において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路</p>	<p>許容偏差</p> <p>上限(パーセント)</p> <p>(略)</p> <p>五〇</p>

<p>七〇十八 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
-----------------	------------	------------

2〜4 (略)

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

四 削除

<p>七〇十八 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
-----------------	------------	------------

2〜4 (略)

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

四 九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの

イ 一般的条件

(1) 通信方式は、単信方式であること。

(2) 変調方式は、周波数変調であること。

(3) 発振方式は、発振周波数を水晶発振により制御する周波数シンセサイザ方式であること。

- (4) 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線、給電線、電源設備、送話器、受話器その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。
- (5) 送信空中線は、その絶対利得が七・一四デシベル以下であり、かつ、その水平面の指向特性が無指向性であること。
- (6) 使用する電波の周波数の選択、送信及び受信の手順並びに制御信号の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。
- (7) 使用する電波の周波数の選択、送信及び受信の手順を書き込んだ記憶装置は、その内容を変更できないものであり、かつ、当該記憶装置によつて制御される処理装置と一体構造であること。
- (8) 使用する電波の周波数(当該周波数を表すこととなるチャネル番号を含む。)及び受信した制御信号の内容は、表示されないこと。
- (9) 総務大臣が別に告示で定める周波数以外の電波の発射ができないものであること。
- (10) 電波の発射を開始及び停止するとき並びに電波の発射が継続する場合は六〇秒ごとに、自動的に制御信号のみを送信すること。
- (11) 無線設備の故障によりF二D電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が六〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること。
- ロ 送信装置の条件
- (1) F二D電波を使用する送信装置
- (イ) 変調信号は、次のとおりであること。
- (一) 符号形式は、NRZ符号であること。
- (二) 信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット(許容偏差は、百分の二〇〇とする。)であること。
- (三) MSK方式により変調されたものであつて、マーク周波数

五
(略)

五
(略)

が一、二〇〇ヘルツ及びブース周波数が一、八〇〇ヘルツ(許容偏差は、それぞれ百万分の二〇〇とする。)であるものであること。

(ロ) 周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より(±)一・五kHzを超えないこと。

F_{3E}電波を使用する送信装置

(イ) (2) 変調周波数は、三、〇〇〇ヘルツ以内であること。

(ロ) 周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より(±)五kHz以内であること。

(ハ) 周波数偏移が(ロ)に規定する値を超えることを防ぐ自動的制御装置を備え付けていること。

(ニ) (イ)の自動的制御装置と変調器との間に低域ろ波器(三kHzから一五kHzまでの間の各周波数について、当該各周波数における減衰量と一kHzにおける減衰量との比が次の式により求められる値以上となるものに限る。)を備え付けていること。

$$60 \log_{10} (F/3) \text{ デシベル}$$

Fは、3kHzから15kHzまでの間の当該各周波数(単位kHz)とする。

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 三の二（略）</p> <p>四 削除</p> <p>四の二七十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>		<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 三の二（略）</p> <p>四 F二D電波及びF三E電波九〇〇MHz帯を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五ワット以下のもの</p> <p>四の二七十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>	
一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別
略	（第	（第	（第
二	第二	二	二
略	第一	略	略
略	項	略	略
略	略	略	略

送 信 装 置				
空中線電力	強度 又は不要発射の スプリアス発射	占有周波数帯幅	周波数	
電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	
				備 設 線 無 の 二 の 号 三 第 項 一 第 条
				備 無 の 第 四 号 線 二 設 の 号

送 信 装 置				
空中線電力	強度 又は不要発射の スプリアス発射	占有周波数帯幅	周波数	
電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	
				備 設 線 無 の 二 の 号 三 第 項 一 第 条
				備 設 線 無 の 二 の 号 四 第 項 一 第 条

電力	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	変調衝撃係数	プレエンファシス特性	比吸収率
電力	搬送波を送信していないときの電力 はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 電力計	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 オシロスコープ	比吸収率測定装置
		注 18 ○								
									○	

電力	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	変調衝撃係数	プレエンファシス特性	比吸収率
電力	搬送波を送信していないときの電力 はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 電力計	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 オシロスコープ	比吸収率測定装置
		注 18 ○								
										○
		注 3 ○								

受信装置								送信速度				
局部発振器の周	相互変調特性	感度抑圧効果	択度	隣接チャンネル選	ポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	電波等の限度	副次的に発する	電波等の限度	送信速度
周波数計	音計 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	標準信号発生器 レベル計	スコープ レベル計又はオシロ	標準信号発生器 標準信号発生器 レベル計又はオシロ	音計 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	電界強度測定器又は スペクトル分析器	電界強度測定器又は スペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ
										○		
										○		

受信装置								送信速度				
局部発振器の周	相互変調特性	感度抑圧効果	択度	隣接チャンネル選	ポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	電波等の限度	副次的に発する	電波等の限度	送信速度
周波数計	音計 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	標準信号発生器 レベル計	スコープ レベル計又はオシロ	標準信号発生器 標準信号発生器 レベル計又はオシロ	音計 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑	電界強度測定器又は スペクトル分析器	電界強度測定器又は スペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ
										○		
										○		
										○		

波数変動	
ダイエンファシ ス特性	低周波発振器
総合歪及び雑音	直線検波器 標準信号発生器
	歪率雑音計

注1522 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試

波数変動	
ダイエンファシ ス特性	低周波発振器
総合歪及び雑音	直線検波器 標準信号発生器
	歪率雑音計

注1522 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、**第四号**、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作

験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

二・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一～第三 (略)

第四 アマチュア局、150MHz 帯、400MHz 帯 若しくはは27MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は920.5MHz 以上923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書

特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

二・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一～第三 (略)

第四 アマチュア局、150MHz 帯、400MHz 帯、27MHz 帯若しくはは900MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は920.5MHz 以上923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

注 1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J3E 430MHz から 440MHz まで」のように、150MHz 帯、400MHz 帯又は 27MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「F2B F2C F2D F3C F3E 400MHz 帯」のように、920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備にあつては、「A1D 920.6MHz から 923.4MHz まで(200kHz 間隔 15 波)」のように記載すること。

4～11 (略)

第五・第六 (略)

様式第 7 号(第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

(略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い、次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
-----------	----

(略)

注 1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J3E 430MHz から 440MHz まで」のように、900MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「F2D 903.0125MHz、F3E 903.0375MHz から 904.9875MHz まで(25kHz 間隔 79 波)」のように、150MHz 帯、400MHz 帯又は 27MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「F2B F2C F2D F3C F3E 400MHz 帯」のように、920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備にあつては、「A1D 920.6MHz から 923.4MHz まで(200kHz 間隔 15 波)」のように記載すること。

4～11 (略)

第五・六 (略)

様式第 7 号(第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

(略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い、次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
-----------	----

(略)	(略)	(略)
第2条第1項第3号の2に掲げる無線設備	SY	SY
(略)	(略)	<u>R又はU</u>
5 (略)	5 (略)	5 (略)

○無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>（削除）</p> <p>附則</p> <p>（削除）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p><u>第十章 雑則（第九十七条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第十章 雑則</u></p> <p><u>（電磁的方法により記録することができる提出書類）</u></p> <p><u>第九十七条 この規則の規定に基づき総務大臣又は総合通信局長に提出する申請書等の書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。</u></p>

○登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（帳簿等）</p> <p>第二十二条 登録検査等事業者等は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類（第三項において「帳簿等」という。）を、検査又は点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日、第十八条の交付の日又は前条の通知の日から六年間保存しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一（略）</p> <p>二 点検のみを行った場合 次のイからチまでに掲げる事項を記載した帳簿又は前条の点検結果通知書の写し</p> <p>イ 点検を行った無線設備等に係る無線局の種別並びに識別信号及び免許の番号（包括免許に係る特定無線局にあつては、包括免許の番号及び特定無線局の番号）、<u>予備免許通知書の番号又は変更許可通</u> <u>知書の番号</u></p> <p>ロ～チ（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第二十三条・<u>第二十四条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（帳簿等）</p> <p>第二十二条 登録検査等事業者等は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類（第三項において「帳簿等」という。）を、検査又は点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日、第十八条の交付の日又は前条の通知の日から六年間保存しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一（略）</p> <p>二 点検のみを行った場合 次のイからチまでに掲げる事項を記載した帳簿又は前条の点検結果通知書の写し</p> <p>イ 点検を行った無線設備等に係る無線局の種別並びに識別信号及び免許の番号（包括免許に係る特定無線局にあつては、包括免許の番号及び特定無線局の番号）、<u>予備免許の番号又は許可の番号</u></p> <p>ロ～チ（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（電磁的方法により記録することができる提出書類）</p>

第二十四条 次の各号に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。

- 一 第二条第二項及び第五項又は第三条第二項に規定する書類
- 二 第五条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類
- 三 第六条第一項の規定に基づき提出する書類
- 四 第七条第一項の規定に基づき提出する書類
- 五 第八条の規定に基づき提出する書類
- 六 第九条第二項及び第五項に規定する書類
- 七 第十一条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類
- 八 第十二条第一項の規定に基づき提出する書類
- 九 第十三条第一項の規定に基づき提出する書類
- 十 第十四条の規定に基づき提出する書類

別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行

う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

第一（略）

第二 法第六十条の時計及び備付書類

一（略）

二 無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあつては、**揭示**）

三・四（略）

第三（略）

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

第二十四条 次の各号に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。

- 一 第二条第二項及び第五項又は第三条第二項に規定する書類
- 二 第五条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類
- 三 第六条第一項の規定に基づき提出する書類
- 四 第七条第一項の規定に基づき提出する書類
- 五 第八条の規定に基づき提出する書類
- 六 第九条第二項及び第五項に規定する書類
- 七 第十一条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類
- 八 第十二条第一項の規定に基づき提出する書類
- 九 第十三条第一項の規定に基づき提出する書類
- 十 第十四条の規定に基づき提出する書類

別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行

う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

第一（略）

第二 法第六十条の時計及び備付書類

一（略）

二 無線局免許状の備付け及び**揭示**

三・四（略）

第三（略）

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

第三 (略)	第一 (略)	第二 法第六十条の時計及び備付書類	点検の種別	点検の項目
	一 (略)	二 法第七十三条第 四項の点検	イ 時計の備付け ロ 無線局免許状の備付け ハ 無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載 内容	イ 時計の備付け ロ 無線局免許状の備付け ハ 無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載 内容
第三 (略)	第一 (略)	第二 法第六十条の時計及び備付書類	点検の種別	点検の項目
	一 (略)	二 法第七十三条第 四項の点検	イ 時計の備付け ロ 無線局免許状の備付け ハ 無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載 内容	イ 時計の備付け ロ 無線局免許状の備付け ハ 無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載 内容

○電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第一百十号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(削除)</p>	<p>(電磁的方法により記録することができる提出書類)</p> <p>第九条 第五条の規定に基づき報告する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により記録し、提出することができる。</p>

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を改正する省令案 新
旧対照表（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
法令名	条項	法令名	条項
（略）	（略）	（略）	（略）
電波法施行規則 （昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）	第六条の二の二、第三十二条の九の二（第四十五条の二の二において準用する場合を含む。）、第三十四条の四、第四十一条、第四十一条の五、第四十一条の六、 第四十三条第一項から第三項まで 、 第四十三条の二 、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の八第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十から第五十一条の十の三まで、第五十一条の十の六第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第一項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四	電波法施行規則 （昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）	第六条の二の二、第三十二条の九の二（第四十五条の二の二において準用する場合を含む。）、 第三十三条第七号 、 第三十四条の四 、 第三十八条第四項及び第五項 、 第三十九条第二項 、 第四十一条 、 第四十一条の五 、 第四十一条の六 、 第四十二条から第四十三条まで 、 第四十三条の三 、 第四十五条の三第二項 、 第四十六条第一項 （第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）、 第四十六条の八第一項 、 第五十条の四第一項 、 第五十条の七第一項 、 第五十一条の五第一項 、 第五十一条の六 、 第五十一条の八 、 第五十一条の十から第五十一条の十の三まで 、 第五十一条の十の六第一項から第三項まで 、 第五十一条の十一 、 第五十一条の十一の二第一項 、 第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五	第五条、第七条第三項、第八条第一項（ 第十一条第三項 、 第十二条第四項 、 第二十条の三第六項 、 第二十条の三の二第六項及び第二十条の三の三第五項 において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条（ 第十二条第一項 において準用する場合を含む。）、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項（ 第二十五条第一項 において準用する場合を含む。）、 第十三条第一項 、第十四条第一項（ 第二十条の十二第一項 、	無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五	第五条、第七条第三項、第八条第一項（ 第十一条第二項 、 第十二条第三項 、 第二十条の三第六項 、 第二十条の三の二第六項 、 第二十条の三の三第五項及び第二十四条の二第二項 において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条（ 第二十条の十第一項 において準用する場合を含む。）、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項（ 第二十五条第一項前段 において準用する場合を含む。）、 第十三条 、第十四条第一項（ 第二十

号)

において準用する場合を含む。)、第十五条の二の二第一項、第二項及び第三項(第十六条の二第六項及び第二十五条第七項)において準用する場合を含む。)、第十六条第一項、第二十条の二第二項(第二十条の十二第二項及び第二十八条の三)において準用する場合を含む。)、第二十条の三第三項(第二十条の十二第二項)で準用する場合を含む。)、第二十条の三の二第一項(第二十条の十二第二項)で準用する場合を含む。)、第二十条の三の三第一項、第二十条の八第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項(電波法第十六条第二項に規定する届出に係る部分を除く。)、第二十四条の二第二項、第二十四条の三、第二十四条の四第一項、第二十五条第四項、第二十五条の二第二項、第二十五条の三、第二十五条の四第一項、第二十五条の五、第二十五条の六第一項、第二十五条の十一、第二十五条の十二(第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十三第一項(第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十四第一項、第二十五条の十五第一項(第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十九第一項、第二十五条の二十二の二第一項、第二十五条の二十四第一項、第二十五条の二十五、第二十六条第二項及び第四項(これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条第二項、第二十八条の二第一項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の三(第三十一条の四及び第三十一条の五)において準用する場合を含む。)

号)

条の十第一項)において準用する場合を含む。)、第十五条の二の二第一項、第二項及び第三項(第十六条第五項及び第二十五条第六項)において準用する場合を含む。)、第十五条の三第一項(第十六条第五項及び第二十五条第三項)において準用する場合を含む。)、第十六条第一項、第十六条の二、第二十条の二第二項(第二十条の十第二項、第二十五条の八及び第二十八条の二)において準用する場合を含む。)、第二十条の三第一項及び第八項(第二十条の十第二項及び第二十五条の八)で準用する場合を含む。)、第二十条の三の二第二項(第二十条の十第二項及び第二十五条の八)で準用する場合を含む。)、第二十条の三の三第一項、第二十三条第一項(第二十五条の二十二において準用する場合を含む。)、第二十三条の二から第二十四条まで、第二十四条の二第二項、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十五条第四項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三、第二十五条の四第一項、第二十五条の五、第二十五条の六第一項、第二十五条の七第一項から第三項まで(これらの規定を第二十五条の六第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十一、第二十五条の十二(第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十三第一項(第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十四第一項、第二十五条の十五第一項(第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十九第一項、第二十五条の二十四、第二十五条の二十五、第二十六条第二項及び第四項(これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十

(略) 無線機器 型式検定 規則(昭 和三十六 年郵政省 令第四十 号)	(略) 第四条第一項、第九条、第十二条第二項(通知する部分に限る。)及び第十六条第二項
(略) 電波法に よる伝搬 障害の防 止に關す る規則 (昭和三十 九年郵 政省令第 十六号)	(略) 第八条
(略) 特定無線 設備の技 術基準適 合証明等	(略) 第三条第一項、第六条第四項及び第五項、第十七条第四項及び第五項、第二十五条第四項及び第五項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十九条第二項、第八項及び第九項

	九条第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二(第三十一条の三及び第三十一条の四)において準用する場合を含む。)
(略) 無線機器 型式検定 規則(昭 和三十六 年郵政省 令第四十 号)	(略) 第四条第一項、第九条、 <u>第十一条第一項及び第二項</u> 、第十二条第二項(通知する部分に限る。)並びに第十六条第二項
(略) 電波法に よる伝搬 障害の防 止に關す る規則 (昭和三十 九年郵 政省令第 十六号)	(略) 第八条 <u>及び第十條</u>
(略) 特定無線 設備の技 術基準適 合証明等	(略) <u>第三条第一項、第五条第一項、第六条第四項及び第五項、第九條第一項(第二十一条において準用する場合を含む。)、第十一條(第二十一条において準用する場合を含む。)、第十四條(第二十一条において準用する場合を含む。)、第十七條第</u>

(略)	<p>に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）</p>
(略)	
(略)	<p>に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）</p>
(略)	<p>四項及び第五項、<u>第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第四項及び第五項、第二十九条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十一条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十九条第二項、第八項及び第九項</u></p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第一条中電波法施行規則第三十八条第一項の改正規定（「この場合において、当該書類が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録されたものであるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。」を削り、「については、電磁的方法」を「については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「（パーソナル無線を除く。）」を削る部分を除く。）、同規則第四十三条の六の改正規定（同条に一項を加える部分に限る。）、同規則第四十五条の三第三項を削り、同条第四項を第三項とする改正規定、同規則第五十二条の改正規定並びに同規則第五十二条の二の改正規定、第二条中無線局免許手続規則目次の改正規定（「第八章雑則（第三十二条）」を削る部分に限る。）、同規則第十五条第二項の改正規定及び同規則第八章を削る改正規定、第五条の規定、第六条中登録検査等事業者等規則目次の改正規定、同令第二十四条を削る改正規定並びに同令別表第五号、第七号及び第八号の改正規定（「予備免許番号」を「予備免許通知書の番号」に改める部分を除く。）並びに第七条の規定は、平成三十年三月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して使用することができる。

- 2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に免許を受けている無線局については、改正後の施行規則第三十八条第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間が満了する日までは、なお従前の例によることができる。
- 3 この省令の施行の際現に免許を受けている九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、当該簡易無線局の免許の有効期間までは、なお従前の例によることができる。
- 4 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の証明規則第二条第一項第四号の無線設備に係る技術基準適合証明又は工事設計認証は、こ

の省令の施行後においても、なおその効力を有する。

- 5 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の証明規則第二条第一項第四号に掲げる特定無線設備に係る表示は、なお従前の例による。